

国富町告示第28号

令和6年国富町議会第2回定例会を次のとおり招集する

令和6年6月7日

国富町長 中別府尚文

1 期 日 令和6年6月13日

2 場 所 国富町議会議場

○開会日に応招した議員

中村 繁樹君	谷口 勝君
三根 正則君	日高 英敏君
緒方 良美君	山内 千秋君
武田 幹夫君	近藤 智子君
横山 逸男君	河野 憲次君
飯干 富生君	穂寄 満弘君
渡邊 静男君	

○6月17日に応招した議員

同上

○6月18日に応招した議員

同上

○6月19日に応招した議員

同上

○応招しなかった議員

なし

令和6年 第2回(定例)国富町議会会議録(第1日)

令和6年6月13日(木曜日)

議事日程(第1号)

令和6年6月13日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 報告第1号 令和5年度国富町一般会計繰越明許費の報告について
- 報告第2号 令和5年度国富町水道事業会計予算繰越の報告について
- 報告第3号 令和5年度国富町下水道事業会計予算繰越の報告について
- 日程第4 承認第2号 専決処分(国富町税条例の一部を改正する条例)について
- 日程第5 承認第3号 専決処分(国富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)について
- 日程第6 議案第24号 令和6年度国富町一般会計補正予算(第1号)について
- 日程第7 議案第25号 令和6年度国富町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第8 議案第26号 国富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第27号 国富町老人福祉館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 日程第10 議案第28号 国富町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第29号 国富町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第30号 国富町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第31号 国富町指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第32号 国富町下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第33号 宮崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 報告第1号 令和5年度国富町一般会計繰越明許費の報告について
- 報告第2号 令和5年度国富町水道事業会計予算繰越の報告について
- 報告第3号 令和5年度国富町下水道事業会計予算繰越の報告について
- 日程第4 承認第2号 専決処分（国富町税条例の一部を改正する条例）について
- 日程第5 承認第3号 専決処分（国富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について
- 日程第6 議案第24号 令和6年度国富町一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第7 議案第25号 令和6年度国富町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第8 議案第26号 国富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第27号 国富町老人福祉館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 日程第10 議案第28号 国富町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第29号 国富町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第30号 国富町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第31号 国富町指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第32号 国富町下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第33号 宮崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について

出席議員（13名）

- | | | | |
|----|--------|----|--------|
| 1番 | 中村 繁樹君 | 2番 | 谷口 勝君 |
| 3番 | 三根 正則君 | 4番 | 日高 英敏君 |

5番 緒方 良美君
7番 武田 幹夫君
9番 横山 逸男君
11番 飯干 富生君
13番 渡邊 静男君
6番 山内 千秋君
8番 近藤 智子君
10番 河野 憲次君
12番 穂寄 満弘君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 横山 寿彦君 主幹兼議事調査係長 夏目 卓治君

説明のため出席した者の職氏名

町長	中別府尚文君	副町長	横山 秀樹君
教育長	荒木 幸一君	総務課長	坂本 透君
企画政策課長	山下 玲君	財政課長	境田 伸一君
税務課長	津留 慎義君	町民生活課長	菊池 潤一君
福祉課長	矢野 一弘君	保健介護課長	横山 香代君
農林振興課長	春元賢一郎君	農地整備課長	長友 寿隆君
都市建設課長	木下 輝彦君	上下水道課長	佐藤 利明君
会計管理者兼会計課長			日高 佑二君
教育総務課長	三好 秀敏君	社会教育課長	桑畑 武美君
学校給食共同調理場所長			尾上 光君
監査委員	山口 孝君		

午前9時30分開会

○議長（渡邊 静男君） 皆様、おはようございます。開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今朝の新聞では、テゲバジャーロ宮崎がジュビロ磐田に勝利するという、大金星を挙げたという、うれしいニュースがございました。

今年は、平年より9日遅れて6月8日の梅雨入りとなりました。周りではアジサイの花が見事

な色彩を醸し出し、田んぼでは普通水稻や飼料稻の田植準備の真っ最中でございます。今後は、うとうしい時期となり、食中毒や熱中症などが懸念されます。皆様、健康には十分留意され、ご自愛いただきますようお願いをいたします。

また、4月の人事異動では多くの方が異動され、新規採用者3名、新課長2名が誕生しました。それぞれ新職務での初定例会となります。皆様のさらなるご活躍をお祈り申し上げます。

それでは、第2回定例会には、町長提出議案としまして、報告が3件、承認が2件、補正予算が2件、条例関係が7件、協議が1件の合計15件のほか、一般質問に5名の議員が通告をされております。

議事の進行に当たりましては、効率的な運営ができますよう、議員並びに執行部の皆様には、ご協力をお願いを申し上げまして、ご挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は13名です。定足数に達しておりますので、令和6年国富町議会第2回定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（渡邊 静男君） 日程第1、会議録の署名議員を指名します。

今期定例会の会議録署名議員は、国富町議会会議規則第122条の規定により、中村繁樹君、武田幹夫君を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（渡邊 静男君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、議会運営委員会の決定のとおり、本日から6月19日までの7日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月19日までの7日間に決定しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（渡邊 静男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、町長から報告第1号から報告第3号について報告をお願いします。町長。

○町長（中別府尚文君） それでは、ただいま議題となりました報告第1号から報告第3号まで

を一括してご報告いたします。

報告第1号「令和5年度国富町一般会計繰越明許費の報告について」は、国の補正に伴う重点支援臨時特別給付金事業、地籍調査事業のほか、システム開発委託料、戸籍総合システム改修委託料、地域介護・福祉空間整備費補助金、施設整備工事、保育所等整備事業費補助金、森永橋橋梁補修工事を令和6年度に繰り越して実施するものであります。

以上、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、ご報告いたします。

次に、報告第2号「令和5年度国富町水道事業会計予算繰越の報告について」は、県道南俣宮崎線道路改良に伴う配水管布設替工事を令和6年度に繰り越して実施するものであります。

次に、報告第3号「令和5年度国富町下水道事業会計予算繰越の報告について」は、国富浄化センター2系No.1曝気装置制御用インバーター装置更新工事、国富浄化センターNo.1汚泥供給ポンプ用インバーター装置更新工事を令和6年度に繰り越して実施するものであります。

以上、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、ご報告いたします。

○議長（渡邊 静男君） 次に、議会諸般の政務については、別紙報告書のとおりでありますので、ご了承ください。

日程第4. 承認第2号

日程第5. 承認第3号

日程第6. 議案第24号

日程第7. 議案第25号

日程第8. 議案第26号

日程第9. 議案第27号

日程第10. 議案第28号

日程第11. 議案第29号

日程第12. 議案第30号

日程第13. 議案第31号

日程第14. 議案第32号

日程第15. 議案第33号

○議長（渡邊 静男君） 日程第4、町長提出、日程第4の承認第2号から日程第15の議案第33号までの12件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（中別府尚文君） ただいま議題となりました承認第2号から議案第33号までを一括してご説明いたします。

まず、承認第2号及び承認第3号については、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布され、令和6年4月1日に施行されたことに伴い、国富町税条例及び国富町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしましたので、ここに議会の承認を求めるものであります。

改正の主なものとしまして、まず、承認第2号「専決処分（国富町税条例の一部を改正する条例）について」は、第1に、令和6年度分の個人住民税所得割額から、納税義務者本人及び控除対象配偶者を含めた扶養親族1人につき1万円の特別税額控除、いわゆる定額減税を実施する改正、第2に、令和6年能登半島地震災害により住宅等の損失が生じた場合、損失の金額を令和6年度分の個人住民税の雑損控除の適用対象とする特例の追加、第3に、個人住民税、固定資産税等の減免について、減免事由に該当することが明らかであり、かつ、減免する必要があると認める場合は、職権による減免を可能とする規定の追加、第4に、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、現行の措置を3年間延長する改正、第5に、新築の認定長期優良住宅の固定資産税減額特例について、特例の適用期限を3年間延長する改正、などであります。

次に、承認第3号「専決処分（国富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について」は、第1に、国富町国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等課税分の課税限度額を現行より2万円引き上げる改正、第2に、軽減措置の拡充を図るため、軽減判定の所得計算に用いる金額を、2割軽減は1万円、5割軽減は5,000円引き上げる改正であります。

次に、議案第24号「令和6年度国富町一般会計補正予算（第1号）について」は、主に、国のデフレ完全脱却のための総合経済対策に基づき実施される、新たな経済に向けた給付金・定額減税の一体支援に必要となる経費のほか、国の制度事業の導入に伴う事業費などを追加するもので、補正額は3億522万円、補正後の予算規模は95億1,322万円となります。

以下、その主なものについて概要をご説明いたします。

まず、6月から実施される定額減税では、個人町民税の減収とその減収分の補填として、地方特例交付金を計上しております。

また、定額減税において、減税前の税額が少なく、定額減税し切れないと見込まれる方への差額として、補足給付金とその給付に係る事務費等を計上するほか、令和6年6月3日時点で本町に住民票がある世帯で、6年度に新たに住民税非課税となる世帯や住民税均等割のみの課税となる世帯には、1世帯当たり10万円及び当該世帯の18歳以下の子供1人当たり5万円を加算給付するための給付金とその給付に係る事務費等を計上しております。

次に、国の制度事業では、公共施設等適正管理推進事業の採択を受け、舗装補修工事を計上するほか、町単独事業では、旧中央体育館の跡地利用を含めた都市再生整備事業計画等の策定に係

る費用を計上しております。

以上、今回の補正の概要を申し上げましたが、これに充てる財源は、国庫支出金2億3,194万8,000円、町債4,680万円のほか、地方交付税2,546万5,000円などを見込んでおります。

次に、議案第25号「令和6年度国富町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」は、今後の社会情勢や医療費の動向を踏まえ、税率を引き上げざるを得ない状況の中、最小限の増加率とするため、前年度繰越金を活用し、国民健康保険税を372万8,000円減額することといたしました。その結果、1人当たりの国民健康保険税は、対前年度比1.1%減となります。

また、歳出では、安心してマイナンバーカードを被保険者証として利用できるよう、全ての被保険者に対して、個人番号の下4桁を含む加入者情報を通知するために係る費用を補正するものであります。補正額は82万9,000円で、補正後の予算規模は26億2,142万9,000円となります。

次に、議案第26号「国富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」は、国民健康保険税の算定基礎となる課税所得金額、固定資産税額、被保険者数及び世帯数の確定による改正に伴い、関係条文の改正を行うものであります。

次に、議案第27号「国富町老人福祉館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について」は、県道旭村木脇線の拡張に伴い、国富町老人福祉館を解体撤去したため、現行の条例を廃止するものであります。

次に、議案第28号「国富町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例について」は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、小規模多機能型居宅介護等の関係条文の改正を行うものであります。

次に、議案第29号「国富町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例について」は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、介護予防認知症対応型通所介護等の関係条文の改正を行うものであります。

次に、議案第30号「国富町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、

指定介護予防支援等の関係条文の改正を行うものであります。

次に、議題第31号「国富町指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について」は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、指定居宅介護支援等の関係条文の改正を行うものであります。

次に、議案第32号「国富町下水道条例の一部を改正する条例について」は、下水道法施行令の一部を改正する政令が施行され、公共下水道または流域下水道に排除される下水に含まれる排水基準が見直されたことに伴い、関係条文の改正を行うものであります。

次に、議案第33号「宮崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について」は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行により、高齢者の医療の確保に関する法律が一部改正され、現行の被保険者証が廃止されることに伴い、同広域連合規約を一部変更することについて、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、ご説明いたしました。補足説明の必要なものにつきましては、主管課長に説明をいたさせますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊 静男君） 補足説明を求めます。境田財政課長。

○財政課長（境田 伸一君） それでは、議案第24号「令和6年度国富町一般会計補正予算（第1号）」につきまして、補足説明をいたします。

予算書の1ページをお開きください。

第1条で、今回の補正額は3億522万円を追加するものとなっております。

続いて、第2条の地方債の補正については、5ページに掲載しておりますので、そちらをご覧ください。

第2条地方債補正の1変更は、道路橋梁整備事業のうち、起債事業として認められた舗装補修事業に係る財源を追加するため、町債の限度額を変更するものです。

それでは、事項別明細書の歳入15ページをお願いいたします。

まず、1款町税の6,271万6,000円の減は、住民税1万円の定額減税による減収を見込むものです。

次に、11款地方特例交付金の6,271万6,000円は、定額減税による住民税の減収分について補填されるものです。

次に、12款地方交付税の普通交付税2,546万5,000円は、今回の補正予算に要します一般財源の必要額を計上しております。

次に、16款国庫支出金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金2億3,194万

8,000円は、給付金定額減税一体支援枠分として交付される定額減税し切れないと見込まれる方への補足給付金や、令和6年度に新たに非課税等となる世帯への給付金の支給などの経費に対する国の補助金を計上しております。

続いて、22款諸収入のコミュニティ助成事業補助金100万円は、三名地区公民館の空調設備整備に対し、一般財団法人自治総合センターの助成金が決定されたため、今回計上するもので、歳出では、19ページの2款総務費、1項総務管理費、6目企画費の18節負担金補助及び交付金に同額を計上しております。

16ページをお開きください。

23款町債は、先ほど地方債の補正で説明しましたとおり、国の公共施設等適正管理推進事業として舗装補修事業が認められたことにより、町債の追加を計上するものです。

それでは、歳出の19ページをお開きください。

なお、歳入で説明した事項については、説明を省略させていただきます。

まず、2款総務費、1項総務管理費、11目定額減税補足給付金費は、1億7,554万4,000円、所得税3万円、住民税1万円の定額減税をし切れないと見込まれる方への差額の給付金額とその給付に係る事務費等を計上しております。

20ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、6目臨時特別給付金費5,641万1,000円は、6年度に新たに住民税非課税等となる世帯に対する給付金額とその給付に係る事務費等を計上しております。

次に、7款土木費、1項道路橋梁費、2目道路維持費の14節工事請負費5,200万円は、国の公共施設等適正管理推進事業を活用した舗装補修工事費を追加計上するものです。

次に、3項都市計画費、6目都市再生整備事業費の12節委託料2,000万円は、保健センターなど公共施設の集約化を含めた都市再生整備計画の策定や仮称総合保健福祉センターの基本構想・基本計画の策定に係る費用を計上しております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（渡邊 静男君） ほかにございませんか。（発言する者あり）

_____ . _____ . _____

○議長（渡邊 静男君） 以上をもって、本日の日程は全て終了しました。

よって、本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

午前9時51分散会
